

塩釜地区消防事務組合事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第2号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩釜地区消防事務組合建設工事執行規則（昭和45年規則第25号）第2条において準用する塩竈市建設工事執行規則（昭和45年規則第22号）第5条の規定の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月16日

塩釜地区消防事務組合
管理者 佐藤 昭

1. 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工事名 塩釜地区消防事務組合火葬場建設事業建築工事
- (2) 施工場所 宮城郡利府町森郷字名古屋地内
- (3) 工期 議会の議決が得られた日から令和3年1月29日まで
- (4) 入札担当課 塩釜地区消防事務組合消防本部総務課
- (5) 工事担当課 塩釜地区消防事務組合事務局環境課
- (6) 工事概要

塩釜地区消防事務組合火葬場新築工事 一式

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上2階，地下なし

敷地面積21,386.58㎡

延べ床面積2,794.57㎡

工事種別

建築工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

屋根付帯工事 一式

(7) 支払条件

前払い金 (50%以内)

中間前払い金 (20%以内)

(8) 入札方式 特別簡易型総合評価落札方式を適用

(9) 低入札調査 実施する

(10) 入札保証金 免除する

(11) 契約保証金 契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。（現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。）

2. 入札参加資格

入札参加資格者は、特定建設工事共同企業体（2者の自主結成で、各構成員の出資割合は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。）又は単体企業であること。

ただし、この入札に参加する同一の企業は、特定建設工事共同企業体又は単体企業のいずれかの形態をもって同時に参加することはできない。

(1) 特定建設工事共同企業体（代表者）の資格

- ① 当組合の平成31・32年度指名競争入札参加資格登録業者であり、かつ、建設業法（昭和2

4年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく営業所等を宮城県内に有していること。

- ② 建設業法第3条第2項の規定で定めている建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果総合評定値における建築一式の評価点が1,300点以上であること。
- ④ 過去10年間に、構造が鉄筋コンクリート造(延べ面積2,500㎡以上)の建築工事を元請として施工した実績があること。
- ⑤ 配置技術者に関する条件については、建設業法の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。
- ⑥ 当組合から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑪ 塩釜地区消防事務組合入札契約暴力団等排除措置要綱(平成31年庁訓第11号)に規定する要件に該当しない者であること。

※ 前記①、②及び⑤~⑩については、代表者及び代表者以外の構成員において共通項目とする。

(2) 特定建設工事共同企業体(代表者以外の構成員)の資格

- ① 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果総合評定値における建築一式の評価点が650点以上であること。
- ② 配置技術者に関する条件については、建設業法の定めるところにより、当該入札参加業者特定建設工事共同企業体(代表者以外の構成員)と資格直接雇用関係にある主任技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

(3) 単体企業の資格

前記2(1)の要件と同一とする。

3. 入札参加に必要な書類等配付期間及び場所

入札参加申請書類の配付等

- ① 配付期間：令和元年5月16日から令和元年6月12日まで
- ② 配付方法：塩釜地区消防事務組合公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。
ダウンロードによる入手ができない場合は、塩釜地区消防事務組合消防本部総務課(庁舎2階)に記録媒体(CD-R等の光ディスクのみ可とし、USB等のフラッシュメモリ、HDD等のハードディスクは不可)を持参すること。

ホームページアドレス：<http://www.sioshou.jp/>

(ただし、設計図書等は10.(3)で示す場所で購入することができる。)

4. 契約規則等を示す場所

塩釜地区消防事務組合建設工事執行規則、塩釜地区消防事務組合建設工事制限付き一般競争入札実施要綱(平成31年庁訓第12号)、塩釜地区消防事務組合工事請負契約約款等は塩釜地区消防事務組合消防本部総務課において閲覧できる。

5. 総合評価項目及び落札者決定基準

特別簡易型総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は別添「塩釜地区消防事務組合特別簡易型総合評価落札方式 落札者決定基準」に示すとおりとする。

6. 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない。)

なお、入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 同種工事の施工実績調書（様式第2号）
- ③ 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
（監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を確認できる健康保険証の写しを添付すること。）
- ④ 令和元年6月13日（入札日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤ 建設業の許可の写し
- ⑥ 総合評価技術資料調書（別記様式1）
- ⑦ 地域住民の雇用状況（別記様式2）
- ⑧ 総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料の写し
- ⑨ 特定建設工事共同企業体（甲）資格審査申請書
- ⑩ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- ⑪ 委任状

※ ①～⑧の書類を袋とじて提出すること。

※ 共同企業体として入札参加する場合は⑨～⑪の書類を別途袋とじて提出すること。

※ 提出された書類は総合評価の審査以外には使用しない。

※ 入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※ なお、一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

（2）提出期間及び提出場所

提出期間：令和元年5月16日から令和元年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで

提出場所：塩釜地区消防事務組合消防本部総務課（庁舎2階）

7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- （1）入札価格が予定価格以下の範囲にあるもので、落札者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、本入札は「低入札調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に評価点の高い者を落札候補者とする事ができる。
- （2）低入札調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、落札者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる塩釜地区消防事務組合低入札価格調査制度実施要綱（平成31年庁訓第15号）に基づく調査を実施するため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- （3）失格基準価格を下回る入札を行った者は低入札価格調査を実施せず失格とする。
- （4）総合評価点の最も高い者が2名以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札候補者とみなすものとする。
- （5）落札候補者の決定後に事後審査を行い、落札者を決定する。
- （6）落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。
- （7）落札者が決定したときは、塩釜地区消防事務組合議会定例会において議決した場合のみ、議決年月日をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約とみなすものとする。
- （8）落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

8. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該

入札を無効とする。また、落札決定後から契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2. (1) のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

9. 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、管理者に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、前記（1）の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

10. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和元年5月16日から令和元年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

塩竈市尾島町17番22号 塩釜地区消防事務組合消防本部総務課（庁舎2階）

(3) 設計図書の複写

閲覧期間中、次の場所で設計図書を有料で複写することができる。

塩竈市尾島町8番5号 ㈱工陽社 Tel 022-365-1151

(4) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、塩釜地区消防事務組合消防本部総務課まで持参すること。
なお、質問に対する回答は、10. (2) で示す閲覧場所で閲覧に供する。

(5) 質問の受付期間

令和元年5月16日から令和元年5月31日まで（土曜、日曜、祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで

(6) 回答書の閲覧期間

令和元年6月5日から令和元年6月12日まで（土曜、日曜、祝日を除く。）
午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）

(7) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

11. 入札執行の日時場所

令和元年6月13日（木）午前10時00分

塩竈市尾島町17番22号 塩釜地区消防事務組合消防本部 3階会議室

12. 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。
- (2) 郵送や電送による入札は認めない。
- (3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) その他入札にあたっては、一般競争入札参加申請受理書に示す入札心得を遵守すること。
- (5) 入札回数は3回以内とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。（忘れた場合は失格）

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格以外の者が行った入札
- ② 入札者の記名押印の無い入札
- ③ 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④ 8.(1)に該当する者が行った入札
- ⑤ 12.(4)で示す入札心得を遵守しない入札

15. その他

落札者は、6.(1)の③、[配置予定の技術者に関する調書]に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。

ただし、次の①から③の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- ① 設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- ② 工事の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- ③ 工事を中止している場合、その他これに類する場合。

なお、本工事が完了するまで、特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

16. 記載内容問い合わせ

塩竈市尾島町17番22号

塩釜地区消防事務組合消防本部総務課経理係（庁舎2階） TEL022-361-1718

FAX022-361-1677